

(7) 少年審判における被害者配慮制度  
 ○ 少年審判における被害者配慮制度の案内  
 【相談先整理番号63】

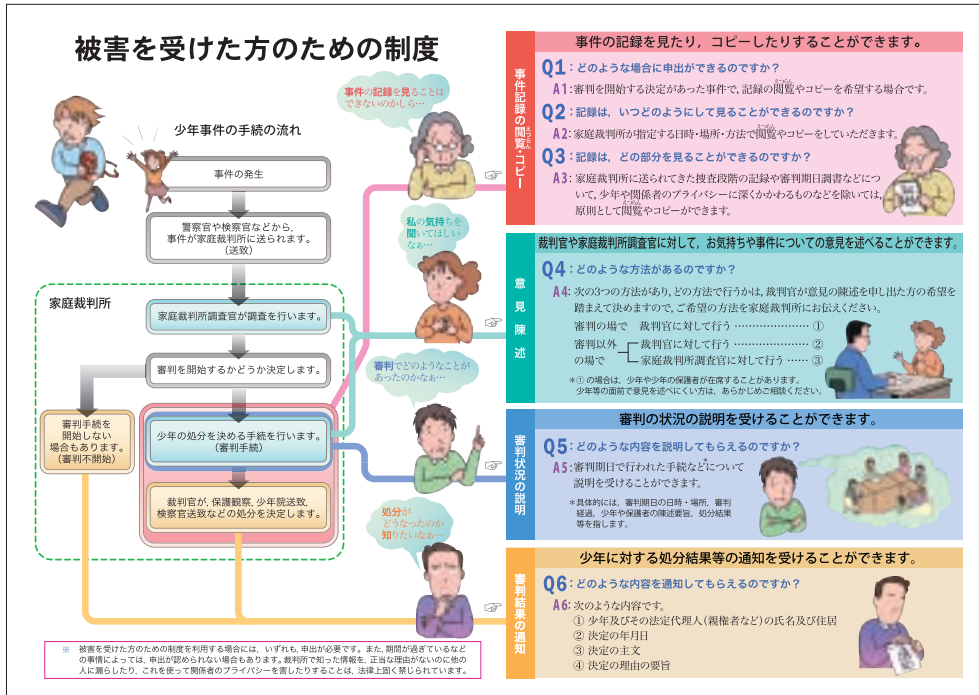
家庭裁判所で案内している。

事件を担当する裁判所では、犯罪被害者等からの申出に応じ、少年事件記録の閲覧・謄写、心情や意見の陳述、審判の傍聴、審判状

況の説明、審判結果等の通知に関する手続を行っている。また、申出ができる方の範囲や必要書類など詳しいことは、最寄りの家庭裁判所でも案内している (P74【施策番号114】、P75【施策番号115】参照)。

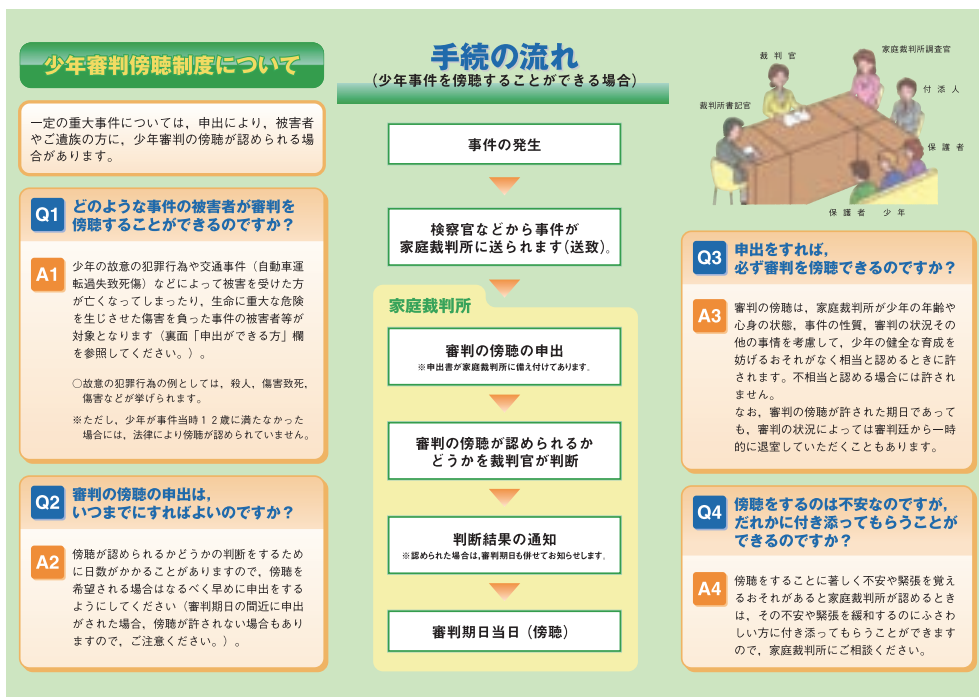
・ 事件担当又は最寄りの家庭裁判所  
 (http://www.courts.go.jp/map.html)

少年審判における被害者配慮制度の概要



提供：最高裁判所

少年審判傍聴制度について



提供：最高裁判所